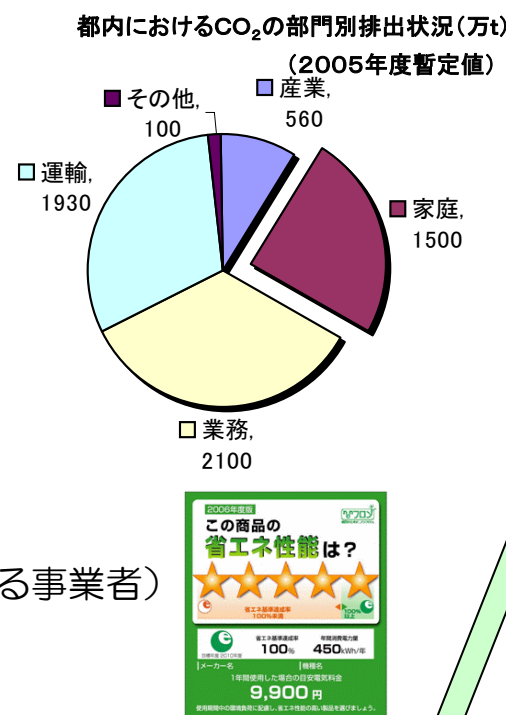


# 家庭用電気機器等(給湯器など)の省エネ対策について

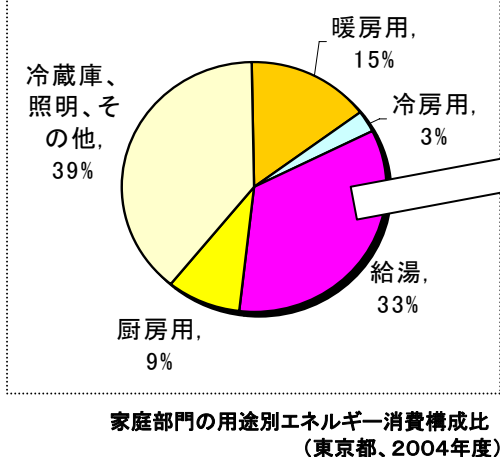
## 家庭部門のCO<sub>2</sub>排出の現状とこれまでの取組

- 都内CO<sub>2</sub>排出量の4分の1を占め、1990年度から15%の伸びを示している家庭部門
- 家庭部門のCO<sub>2</sub>排出量の内訳は、電気6割、ガス等4割
- 家庭で使用される電気の6割以上がエアコン、照明、冷蔵庫、テレビで消費(別紙参照)
- 省エネラベリング制度を創設し、省エネ性能等を記載したラベルの掲出を義務付け  
(対象: 特定家庭用機器<sup>\*1</sup>を各5台以上陳列販売する事業者)
- 白熱球一掃作戦を展開し、照明の省エネ化を促す



## 給湯器における省エネ対策の必要性

- 家庭部門の中でエネルギー消費割合が高い給湯
- 効率の良い給湯器が市販されているが、既存の給湯器と比較して、まだ価格差があり、導入は緒についたばかり
- 都民に対して、省エネやCO<sub>2</sub>削減に有効であるという情報が十分に伝わっていない



都民へ高効率給湯器の選択を促す制度が必要

都内導入台数(統計資料から東京都が独自に推計)

潜熱回収型ガス給湯器: 約87,000台(2003-2006年度累計<sup>注1</sup>)

自然冷媒ヒートポンプ式給湯器: 約62,000台(2007年9月までの累計<sup>注2</sup>)

(注1: 東京ガス管内03-06年度設置台数(152,318台)について東京ガス契約件数を都内世帯数で按分)

(注2: 平成19年9月の全国累積普及台数(100万台)について、全国世帯数及び一戸建比率により按分)

## 家庭用電気機器等<sup>\*2</sup>の省エネ対策における課題と制度強化の必要性

➤ 家庭内で増え続ける家電製品

- ・ 現行制度は、都民が家電製品を購入する際、より省エネ性能の高い商品を選択できるよう販売業者に、情報提供を求めている⇒選択は都民に委ねられている

都民に対しても一定の努力を促す規定が必要

## 家庭用電気機器等にかかる制度の強化

※家電、給湯、コンロ、暖房機などの製品が対象

### 【現行制度】

- 販売事業者の責務: 購入者への情報提供努力義務
- 製造者・輸入者の責務: 販売者への情報提供努力義務

- 販売事業者の責務: 購入者への情報提供努力義務
- 製造者・輸入者の責務: 販売者への情報提供努力義務

◎ 都民が省エネ製品の設置に努める義務を新たに規定

## 給湯器の省エネ対策にかかる制度の強化

### 電気式給湯器

電気式給湯器に関し、知事の情報提供努力義務を新設

### ガス給湯器

- ・ 知事の情報提供努力義務に低NO<sub>x</sub>に低CO<sub>2</sub>の観点を追加(家庭用を含む)
- ※第2回分科会において審議済み

家庭用  
低CO<sub>2</sub>給湯器を  
認定制度の対象へ

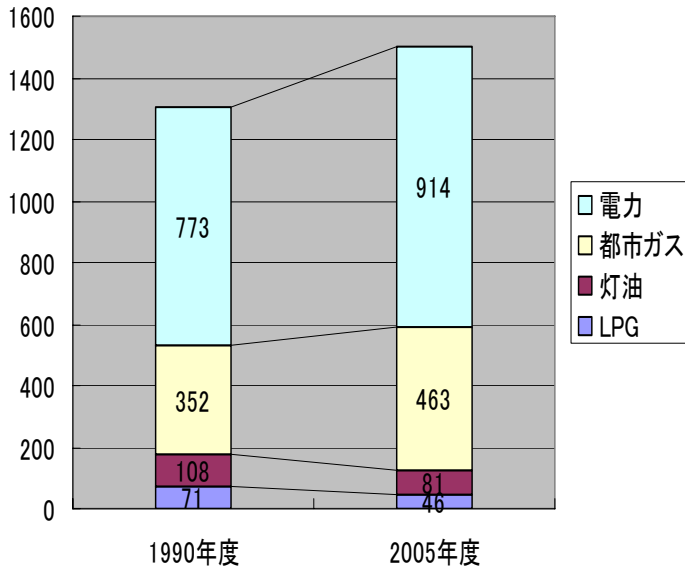
⇒ 都民等が省エネ機器を選定するための情報を提供し、普及を促していく

※1 規則で定める品目(現在はエアコン、冷蔵庫、テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)の5品目)

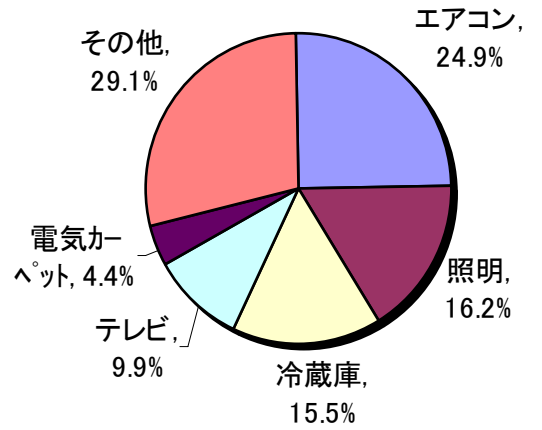
※2 一般消費者が通常生活の用に供する電気機器その他の機械器具で、エネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出の量が相当程度多くなるおそれのあるもの

■家庭におけるエネルギー別CO2 排出量

(単位: 万トン)



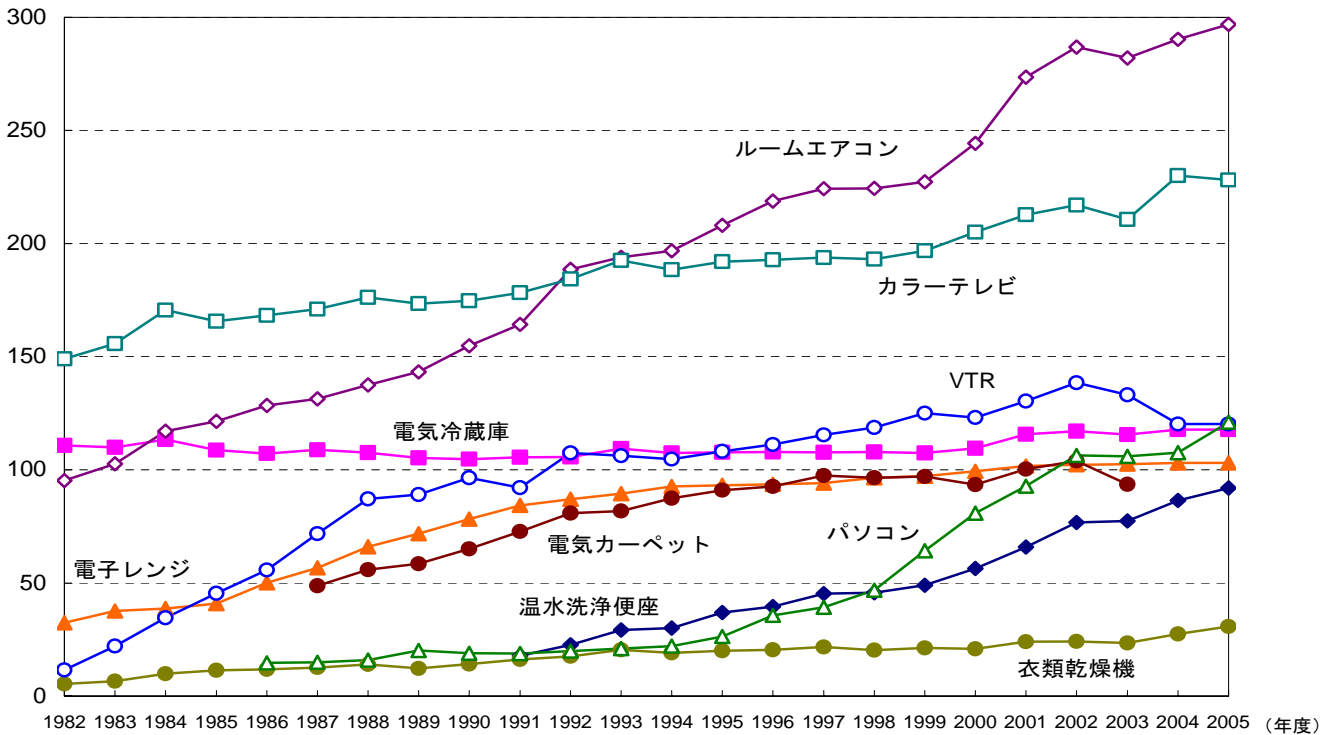
■家庭における家電製品の消費電力量の割合(2005年度推定)



(出典) 資源エネルギー庁「エネルギー需給の概要」

■都における家電製品普及率の推移

(台/百世帯)



(出典) 総務省「全国消費実態調査」、内閣府「家計消費の動向」より作成